

第32回
東京地方裁判所委員会
(平成26年6月12日開催)

東京地方裁判所委員会（第32回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成26年6月12日（木）15:00～17:00

第2 場所

東京地方裁判所民事執行センター会議室

第3 出席者

（委員） 阿部 潤，荒井 勉，大沢陽一郎，大野正隆，岡田ヒロミ，門田美知子，
合田悦三，小林克信，大門 匡，高橋順一，南波 洋，浜 秀樹，
平野治夫，藤田幸子，森本和明，由岐和広

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，
同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長，東京簡裁事務部長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 竹田光広

（オブザーバー）

東京地裁民事次席書記官，同民事第21部総括主任書記官，同総括執行官

第4 議題

民事執行の現状

第5 配布資料

レジュメ「民事執行の現状」

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（荒井委員，合田委員，浜委員）

3 委員長選出

全会一致で荒井委員（東京地方裁判所長）が委員長に選出された。

4 議題「民事執行の現状」

【発言者の表示=◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：プレゼンター】

- (1) プレゼンターによる民事執行の現状についての説明及び庁舎見学等を行った後，以下のとおり質疑応答があった。

- 内覧の実施状況を教えていただきたい。

- 三点セット（現況調査報告書，評価書及び物件明細書）の情報を基に入札される方が大半であり，内覧の利用はほとんどない状態である。
- 事前に内覧をすれば，安心して競売物件に手が出せるものと思われるが，それがあまり利用されないというのはどのような理由か。
- 内覧制度を使うまでもなく，B I Tシステムにアクセスすること等により，自宅にいながらにして，三点セット等の必要な情報が手に入るようになったからではないかと思われ，一般の方の買受希望自体は増えているものと認識している。
- ◎ 一般の個人で買受を希望する方はどの程度いるのか。
- 統計データはないが，閲覧に来られている方や個人名での入札状況などを見る限りでは，一定程度の割合を占めているのではないか。
- 中国系の企業の入札が目立ってきたという印象はあるか。
- 入札者の名前だけではストレートに中国系の企業であるかが分からないが，感覚的に入札が目立って増えてきたという印象まではない。裁判所としては，どなたにでも利用しやすい環境を整備して，入札をしていただきたいと考えている。
- 私がセンターにいた当時は，時々中国系の企業からの入札もあったという程度の認識であり，目立って多かったというまでの記憶はない。実際のところ，落札までいけば統計にも現れるが，札を入れているだけでは，どのような企業であるとかまでは分からない。
- 私の頃には，感覚的に少し増えたと感じることもあったが，それも一時的なものであったと記憶している。
- 以前，裁判所に執行事件の申立てを行った際に，裁判所によって，申立書の請求債権額の明細の書き方が区々であったが，各裁判所間で統一化するなどの摺り合わせを行ってはいないのか。
- 東京では，横浜，千葉，埼玉などの周辺庁と協議を行って，実務上の問題として取扱いの異なるものはできるだけ統一化するようにしている。
- 私が経験した案件は大阪方面の裁判所だったので，取扱いが異なるのかもしれない。
- 大阪の裁判所とも定期的に協議会を実施しており，御指摘の点について，過去の会

議録を確認しておきたい。

- これまでも大阪の裁判所とは、特に双方の考え方の違う点については、活発に意見交換を行ってきた。また、三点セットについては、各庁によって書き方や表現が異なるところがあるので、周辺庁と意見交換を行いながら、同じ事実については、同じ表現となるように工夫をしてきた。
- 以前、知人から物件を探すように頼まれた際に、近くの不動産屋で訳あり物件というものを見かけたことがあった。理由を聞いたところ、競売にかかっている物件なので、条件が良ければ値段が安くても売却をしたいという話であったが、競売にかかっている物件を、売り主である債務者の都合で民間業者を通じて売却してしまっても構わないのか。
- おそらく、そのケースでは債務者の方で物件を売却し、そのお金を債権者への弁済に充てるという話を前提に、債権者が執行事件の申立てを取り下げるという当事者間の合意ができていたのではないかと。当事者間の合意によるものであれば、裁判所がそれに関知することはない。
- 実務上、売却基準価額が裁判所から明らかにされると、それより少し高い金額を支払うことを前提に債権者に申立ての取下を求めるということはよくある話だ。
- ◎ そのようなケースは度々あるのか。
- 実務上それなりに見かけるケースではある。ただし、買受人を保護しなければならないので、遅くとも開札までには債権者には申立てを取下げてもらう必要がある。
- 銀行の債権を執行する際に、銀行では債務者の名前の特定をカタカナで行っているためなのか、債務者の名前の読み方について、銀行から問い合わせを受けることがある。債権執行は迅速性が求められる手続であるから、より迅速な手続を行うためにも、予め差押命令に債務者の名前のフリガナを記載しておく運用としてはどうか。
- 和解調書上は、ほぼ全件、振込口座欄にはフリガナを記載していたと記憶しているので、債権執行の申立書や上申書等でその旨を明らかにしてもらえれば、運用上可能なのではないかと。
- 判決などの債務名義との同一性の問題で、読み方が違っているということもあり得るので、その点が少しネックなのではないかと。
- 本来は、判決などの債務名義自体にもフリガナが記載されていると良いのではないかと。

- 銀行の実務では、漢字表記から想定される合理的な読み方を想定して検索を行っている。その負担は銀行が負うことになっているのだから、読み方を特定する運用はありがたい。
- 執行の段階では、債務名義との同一性があるかどうかポイントとなり、フリガナをもって、それが繋がるかどうか問題である。
- 銀行では、債務名義との同一性を把握することができない。
- 実務上、判決を取って見たけれどというケースが非常に多い。不動産の場合、大体銀行が抵当に取っているので競売にはお金がかかるし、動産執行に関しては説明すらなくなってきたり、債権執行しか判決の結果を実現する手段はないというのが一般的になっている。執行ができないということで、一般の利用者には不満を生じさせており、それが実情であると私は考えている。判決になれば、お金を支払うというのが一般の人達の感覚なのではないかと思うので、債権執行なり、不動産執行を含めた執行力の強化という点について、一般的なことでも結構なので、努力をしていることがあれば教えていただきたい。ちなみに財産開示手続を実際にやってみたが、ほとんど意味がないと感じられ、実効性はなかったという印象をもった。裁判所としても色々な努力をしていることは分かっているが、執行を強化するというのが、司法の信頼を、裁判の信頼を生み出す最後の砦みたいなものだと考えているので、ぜひ御意見を聞かせていただきたい。
- 執行をすることができないというのには色々な原因があり、無いところからは取れないという話を執行で何とかしてくれというのは難しい話であるが、債務名義があつて、それをなるべく執行しやすい形にするようには検討を重ねている。例えば、先ほどから出ている、名前の特定制の問題や債務名義の同一性の問題であるとか、フリガナの問題にしても第三債務者である銀行の負担が軽減するというのであれば、そこは債務名義から変えていけるのか、申立債権者のリスク、いわゆるアンヒットの場合のリスクを誰が負うのかというのが絞り込めていけば、第三債務者が対応しやすいということもあり得るだろうし、検討をする余地はあるだろうと感じている。或いは昨今出てきている、（第三債務者である）金融機関に対する預金債権を差し押える際、支店を一つに特定することなく、対象として順位付けをして、先順位の支店から回収できないときには、順次予備的に後順位の支店の預金の差押えを求める「全支店順位付け方式」というのが、最高裁（平成23年9月20日第三小法廷決定・民集65巻6号

2710頁)で銀行の負担が重すぎるという理由で、割り付けするところは割り付けをするべきという話になっているのも、そこは申立債権者の都合もあるだろうし、第三債務者の負担もあるだろうから、そのあたりの兼ね合いで決まることである。裁判所としては本当に使い勝手の良い執行制度の運用を目指していくという基本姿勢は変わらない。おっしゃるとおり、結局は判決を貰っても絵に描いた餅で、執行ができれば何の意味もないというのは、確かにその通りかもしれないが、そこは執行段階の話で、手続面で断念せざるを得ないということのないように、何か隘路があるのであれば、それを解消するべくやっていかなければならないと考えている。

○ 10年くらい前に近所で子のいない夫妻が亡くなったときに、何十人も土地の相続権を主張する人が出てきたということで、後見人を付けていた方が土地を競売にかけて売却して、相続人に均等に分けたという話を聞いたことがある。また、代襲相続でも同じように競売で分けたという話であったが、手続上は相続のための競売というのも、通常の競売と同じような手続を行うこととなるのか。

■ 共有物分割の話ではないかと思われる。相続では相続財産は全相続人の共有という形になるから、土地であれば、土地を売却して金銭で分けるか、土地を分筆して分けるかという方法があるが、共有物を換価して分けるということになったときに競売の手続を利用する方法があり、形式競売といって、これまで説明してきた手続とは別の手続ということになる。

○ 調停や和解は双方の合意に基づくものであるから、履行率が高いと一般的に言われているが、実際のところはどうなのか。また、執行の前提となる債務名義の取得方法は、判決によるものが多いのか、調停や和解によるものが多いのかその割合を教えてください。

■ おっしゃるとおり、調停や和解は双方の合意に基づくものであるから、当事者間で任意に支払がなされているものも少なくないであろうから、感覚的なものではあるが、債務名義別にいえば、調停調書や和解調書に基づく強制執行の申立ては判決と比べるとだいぶ少ないものと感じる。

◎ そこは弁護士委員の方にも、調停や和解で合意に至ったけれども、任意に履行されたケースと履行がされずに執行に至ったケースとが、経験上どの程度あるのかを教えてください。

○ 私の感覚としては、判決までいったものは取れないという印象がある。一般的に依

頼者を説得していく上で、分割でも和解で支払ってもらった方が自主的な回収率が高いという感覚を持っている。

- 私も大体同じような感覚を持っている。
- 何が何でも判決が欲しいという人もいれば、一部でも回収できればということで、調停や和解での合意に応じる人もいる。後者の方が実効性は高いということであれば、当事者ももっと積極的に調停や和解を活用するようになるのではないか。
- ◎ 事案に応じて、裁判所も代理人弁護士も和解等を促すことはやっている。
- おっしゃるとおりで、我々も和解に応じるよう促すことはあるが、仮に和解で取れないというケースでは、そもそも取るものがないという事例が多い。判決の場合は、最初からない事例もあるし、諦めて判決になってしまったという例も多い。
- 判決は裁判所から被告に対して払えと命じているだけなのに対して、調停なり和解というのは、被告に払いますと約束をしてもらっているわけであるから、これだけで随分違うのではないか。
- 例えば、年5分とかの遅延損害金を併せて支払うことを命じた判決を得て、今は取れないなどの理由から何年も寝かせた後に執行の申立てをするという事例はあるのか。
- 確かに債務名義の取得から何年か経った後に執行の申立てがされるという例は見かけるが、それが遅延損害金を膨らませるために債務名義を寝かせておいてというものかどうかは分からない。通常、時間が経てば回収が困難となるのが一般的であろうから、あまりケースとしては多くはないのではないか。
- 判決が出たときには無職であったが、職業に就いて収入を得るようになったというケースで、例えばその方が若い方であった場合には、何年分もの遅延損害金もまとめて請求されるというのでは気の毒だし、それしか方法がなかったのかなと思う部分はある。
- 給与を差し押さえるにしても、差し押えの限度というものが法律上決まっているので、そこは仕方がないのかなと思う。
- 先ほど預金債権の話でフリガナの話が出ていたが、フリガナを付して申立てをしたら受理していただけるものなのか。
- 申立てを受理しないということはない。
- ◎ それは債権者のリスクでフリガナの特定をするということか。
- 結果的に銀行から名前の読み方について確認を求められるので、時間的リスクとか

を考えれば、予め債権者の方でフリガナを付しても同じことである。

- 差押債権目録にフリガナを付した記載をして発令することにはある。ただ、仮に口座の漢字名は同じでもフリガナが異なっていればアンヒットになるが、それでも構わないのか。
- それは仕方がない。そのリスクは申立人の方で負うしかない。
- 戸籍はフリガナが付されているわけではないので、フリガナのない債務名義とフリガナ付きの申立書の名前の繋がりをどのように疎明するのか。
- 金融機関の方は生年月日か何かで把握をされているのではないか。
- 住所と生年月日で管理するのが一般的であろう。住所は変わることがあるので、過去の住所もいくつか挙げていただくことで対応することはある。
- 生年月日を申立書に付記した場合にはどうなのか。
- 申立書に色々と付記されても債務名義との同一性の問題であるから、債務名義が詳しくなればいいのかもかもしれない。
- 判決にフリガナを付すよう上申して、判決自体にフリガナが記載されている場合にはどうか。
- 債務名義にフリガナが記載されて、申立書の名前との繋がりが分かるのであれば、極めて問題は少ないのではないか。

(2) オブザーバー（東京地裁総括執行官）から、民事執行の現場におけるエピソードが紹介された。

第7 次回のテーマについて

以上の議事に引き続いて、次回のテーマについて意見交換が行われ、委員から精神障害者に対する刑事裁判の進め方をテーマとして取り上げたい旨の意見が出されたことから、これを踏まえて検討した結果、第33回は「医療観察等について」をテーマとすることになった。

また、法曹以外の委員から地方裁判所の運営に関する意見、提案のプレゼンテーションを持ち回りで行うことが議長から提案され、委員会の了解が得られた。

第8 次回の開催期日について

次回の開催期日は、10月2日（木）とする。